第３期上富良野町障がい者計画

令和3年4月～令和12年3月

概　要　版

計画の概要

この「上富良野町障がい者計画」は、障がい者施策全般にわたる基本計画として、「上富良野町障がい福祉計画」及び「上富良野町障がい児福祉計画」の３つの計画を一体的な計画として策定しております。

障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
障害者基本法に基づき、上富良野町の障がい者施策全体の方向を定める計画です。	障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業など具体的な実施方法を定める計画です。	児童福祉法に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援など具体的な実施方法を定める計画です。

計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は３年を１期として定めることとされており、今回の障がい福祉計画は、第６期期間、障がい児福祉計画は第２期期間となり、令和３年度～5年度です。

障がい者計画は第３期期間となり、令和３年度～11年度までの９年間とします。

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	第２期			第３期障がい者計画（R3～R11年度）								
障がい福祉計画	第５期			第６期（R3～R5年度）								
障がい児福祉計画	第１期			第２期（R3～R5年度）								

基本理念・施策目標

本計画は、障がいのある人もない人も互いに尊重し合い、生まれ育ったまち、住みたいまちで、いつまでも暮らせるまちづくり、地域で生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、基本理念を「障がいがあってもなくても、大人も子どももお年寄りも、誰もが互いに支え合い、明るく・豊かに・安心して暮らすことのできる地域づくり」とします。

この基本理念に基づき５つの分野で施策目標を設定し、施策の方向性をまとめています。

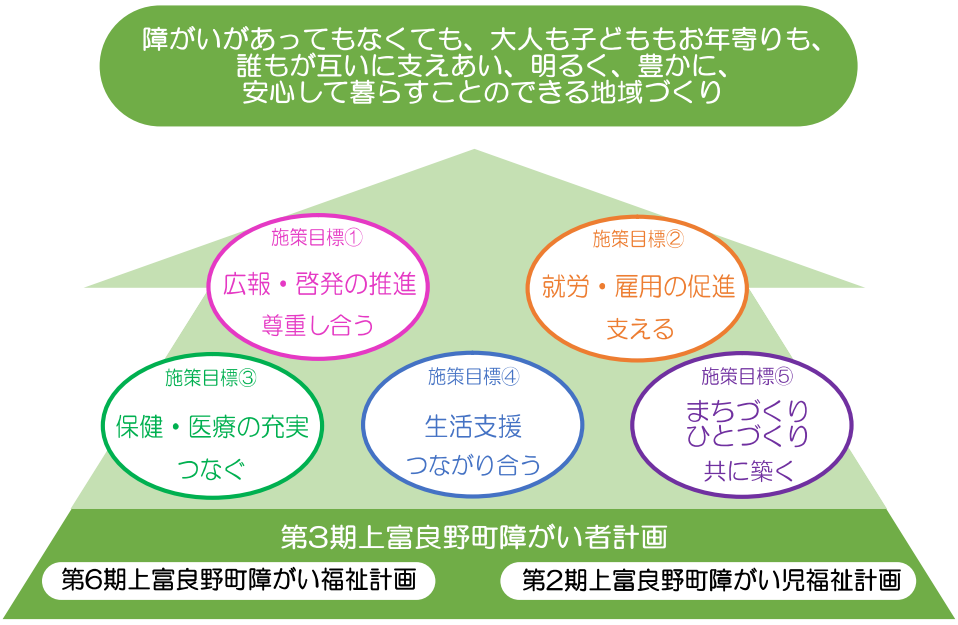

５つの施策目標

施策目標１　広報・啓発の推進

１　広報・啓発の推進

①関係機関と連携した啓発の推進

町、社会福祉協議会、障がい者団体、ボランティア団体と連携し、広報誌をはじめとした多様な広報媒体を用いて障がいに関する啓発を促進します。

②さまざまな広報媒体の活用

障がい者に対する理解を深められるよう、ホームページ・フェイスブック（ＳＮＳ）の内容を充実します。

③障がい者関係団体による啓発・交流活動の支援

障がいや障がい者の理解を深めることができるよう、啓発活動やイベントを行う団体に対して、積極的に支援できる体制を整えます。

④共生事業の推進

共生社会の実現の段階として、障がい者と地域住民、高齢者、児童などが交流する仕組みづくり、イベントによる交流に加え、日常的に交流できる仕組みづくりを推進します。

２　福祉教育の推進

①学校教育における福祉教育の推進

子どもの頃から障がい者と接し、障がいを理解し、特別ではない個人として自然に受け入れられる心を育てるため、福祉学習での障がい者との交流等を行っています。引き続き、保護者と連携しながら、小中学生が参加できる有償ボランティア等への参加を促進します。

②地域や職場での意識向上

大人の誰もが、家庭や地域社会で福祉教育の担い手となれるよう、学習やボランティアへの参加を促進します。

③職員の意識向上

職員研修として各種講座や研修会に参加し、社会福祉の理念を意識した企画立案・実施を心がけ、行政サービス水準の向上に努めます。

施策目標２　就労・雇用の促進

１　一般就労の促進

①障がい者就労支援制度の利用促進

「トライアル雇用」「ジョブコーチ」など障がい者の就労を支援する制度の円滑な利用を促し、障がい者が自分の適性に応じた仕事を自ら選択できるよう支援します。

②雇用先の開拓

富良野圏域の企業を対象とした説明会の開催などにより、障がい者就労に関する啓発を積極的に行うとともに、既存の雇用促進施策と連携し、企業の障がい者雇用意欲を促進する制度を検討します。

就労経験者の再チャレンジだけではなく、高等学校や高等養護学校を卒業した障がい児の就職先としても、就労支援センター等の関係機関と連携し、受入れ企業の開拓を推進します。

③庁内雇用の促進

就労の場の確保と、障がい者雇用に対する理解と信頼を深めるため、多分野での障がい者雇用を促進するとともに、労務作業などの外部委託と障がい者雇用を結びつけるシステムを検討します。

２　福祉的就労の促進

①就労継続支援事業の利用促進

一般就労につくことが困難な障がい者等の生活の安定と労働意欲の助長に向けて、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所を中心としてその利用を促進し、障がい者の経済的安定や閉じこもりの解消を図ります。

②安定的な就業・作業メニューの確保

物品の購入や労務作業の一部について、優先的・積極的に障がい者支援サービス事業所へ委託、発注できるよう、各事業所と連携して体系を整えます。

施策目標３　保健・医療の充実

１　障がいの早期発見・早期対応

①健康かみふらの 21 の推進

知的障がいや精神障がいなどにより、自身の健康を管理することが困難な障がい者については、健康かみふらの 21 に基づく成人保健に円滑につなげる取組を進めます。

②学校や保護者、企業等からの相談体制の充実

学校、児童発達支援センター、子どもセンター、子育て支援班と連携し、保護者が児童に関する心配事などを気軽に相談できる体制を維持し、早期に子どもの様子に気づける環境を整えます。

③ゲートキーパーの育成、活用

自殺対策の普及啓発活動の一環としてゲートキーパーの養成講座や役場庁内自殺対策ネットワーク会議を定期的に開催し、情報共有を図り、取組を進めます。

２　精神保健施策の充実

①精神保健に関する制度・相談窓口の周知

精神疾患の早期発見、治療につなげられるよう、気軽に相談できる窓口体制を整備・周知して、傾聴や精神保健に関する情報提供を十分にできる仕組みを整えます。

②精神障がいに対する住民理解の向上

年１回「こころの健康講座」を開催し、うつ病、統合失調症、大人の発達障がい等をテーマに普及啓発を行います。

３　保健・医療・福祉の連携

①相互の制度理解

保健医療福祉分野が、それぞれの制度について情報交換の機会を設けるなど、連携不足による支援の欠落や不足が生じないよう体制を整えます。

②自立支援協議会を活用したネットワークの推進

迅速かつ的確なサービスを提供するため、自立支援協議会を活用して各機関が連携し、障がい者を支えるネットワークを構築します。

施策目標４　生活支援

１　相談支援体制の充実強化

①障害者自立支援協議会の充実

富良野圏域５市町村で「富良野地域自立支援協議会」に設置している地域支援部会の開催回数を増やし、引き続き地域課題の解決に努めます。

２　権利擁護の推進

①成年後見制度利用支援事業の実施

制度内容の充分な周知に努めるとともに、「成年後見制度利用支援事業」の助成を有効に活用できるよう見直しを図りながら取り進めます。

②市民後見、法人後見の担い手育成

成年後見の利用に欠かすことのできない市民後見、法人後見など制度の担い手の育成に努めます。

③障がい者虐待防止センターの運営

職員の資質向上に努め、さまざまな状況に対し専門的な対応が可能な体制を図ります。

④日常生活自立支援事業の推進

成年後見制度の利用には至らない軽易な支援を要する需要を把握し、日常生活自立支援事業の利用につなげます。

３　在宅サービス等の充実

①在宅福祉サービス内容の周知

在宅福祉サービスのパンフレットや「障がい福祉の手引き」を作成し、窓口での手続き時や行政サービス利用時に配布し情報提供を実施します。

②各施策との連携

自立支援協議会の適切な運営により、各機関との連携をさらに進めます。

③民間福祉サービス等の利用促進

障がい福祉サービスのほか、予約型乗り合いタクシーなどの行政サービス、社会福祉協議会による社会福祉事業や民間事業者による宅配サービスなど、利用促進や情報提供に努めます。

4　障がい者スポーツ・文化芸術活動の推進

①障がい者スポーツ教室・大会の開催

障がい者スポーツ教室を開催し、障がい者の健康増進、競技者の育成、障がい者がスポーツへ関わるきっかけづくりを進めます。

②障がい者スポーツ指導者の育成

（財）障がい者スポーツ協会による障がい者スポーツ指導者資格の取得など、指導体制の整備を含めた環境の整備を行います。

③文化活動の推進

保健福祉総合センターに、障がい者の作品展示コーナーを設置し、各種教室等の開催や作品展など活動を支援します。

5　居場所の確保

①地域活動支援センターの利用促進

日中活動の場として、さらに社会交流や不安解消のきっかけとして利用できるよう、相談支援事業を併設する地域活動支援センターの利用を促進します。

②地域活動ができるサロンの利用促進

障がい者だけでなく、高齢者や子どもの利用を促進するため、イベント等を開催し、気軽に集える地域サロンの利用拡大を推進します。

施策目標５　まちづくり・ひとづくり

1　障がい者福祉基盤の整備

①新規障がい福祉サービス事業所設置に対する支援

民間団体等による障がい福祉サービス事業所設置の計画に対しては、用地の確保や初期費用の助成などの支援方針を定め、障がい福祉基盤の整備が円滑に進むよう努めます。

2　防災のまちづくり

①要援護者避難台帳の整備

自主防災組織との連携により、障がい者などの災害時要援護者の避難対応について個別に計画化（避難台帳を作成・管理）し、障がい者等の安全な避難と健康、生命の保護に努めます。

②福祉避難所の確保

上富良野町地域防災計画の見直しに合わせ、指定避難所内に福祉避難室を設置し、介護等の必要な障がい者の安全な避難環境の整備に努めます。

③障がい福祉サービス施設利用者の安全対策

上富良野町保健福祉総合センターや障がい福祉サービス事業所など、障がい者が日常的に利用する施設について防災体制を整備し、周辺住民組織と連携するなど、安全対策を支援します。

3　交通・移動手段の確保

①移動支援施策の拡大

障がい者の移動手段の補完方法として、新たな移動支援施策の検討や、個々では利用上の制約が発生する支援を組み合わせます。また、医療機関とも調整し、移動手段を検討します。

②予約型乗り合いタクシーの利用促進

「予約型乗り合いタクシー」について、制度や利用方法の周知を行い、日常生活の利便性を高めるとともに、閉じこもりを予防し、外出による社会参加を促進します。

③他の移動支援施策・サービスとの連携

町外通院の送迎のニーズが高まっていることから、医療機関とも調整し、移動手段を検討します。

4　担い手の育成・資格取得の促進

①ＮＰＯ法人の設立、活動支援

障がい者の日常生活を支えることを目的とするＮＰＯ法人の設立や活動を支援する仕組みを整えます。

②コミュニケーション支援従事者（手話通訳者等）の育成

今後も手話講座、手話サークルを開催するなど、支援者の育成に努めます。

③資格取得等に対する支援

福祉施策の担い手の育成を支援するため、資格取得等に関する情報提供などの支援を進めます。

障がい福祉サービスなどの見込量

障がい福祉サービスの見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	居宅介護	時間	35	35	35
		人	4	4	4
	重度訪問介護	h	0	0	0
		人	0	0	0
	行動援護	h	0	0	0
		人	0	0	0
	同行援護	h	0	0	0
		人	0	0	0
	重度障がい者等包括支援	h	0	0	0
		人	0	0	0

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）	人	35	35	35
	施設入所支援	人	26	28	28
	自立生活援助	人	0	0	0

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	計画相談支援	人	227	227	227
	（障がい者）	人	122	122	122
	（障がい児）	人	105	105	105
	地域移行支援	人	1	2	2
	地域定着支援	人	0	0	0

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中活動系サービス	生活介護	人日	865	872	858
		人月	37	36	35
	自立訓練（生活訓練）	人日	0	0	0
		人月	0	0	0
	自立訓練（宿泊型）	人日	28	28	28
		人月	1	1	1
	就労移行支援	人日	22	28	36
		人月	1	2	2
	就労継続支援（A型）	人日	385	423	442
		人月	20	22	23
	就労継続支援（B型）	人日	1299	1459	1500
		人月	65	70	75
	療養介護	人日	91	91	91
		人月	3	3	3
	短期入所	人日	21	21	21
		人月	3	3	3
	就労定着支援	人日	0	0	0
		人月	0	0	0

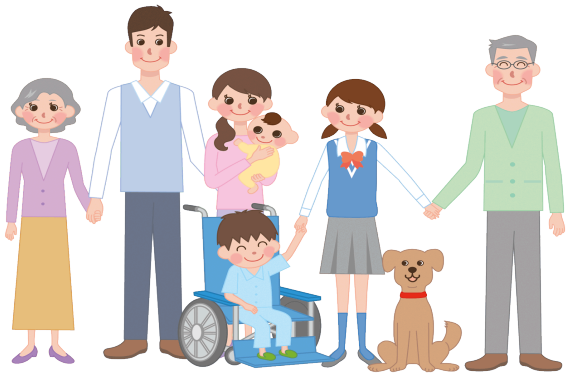

地域生活支援事業の見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進・啓発事業		か所	1	1	1
自発的活動支援事業		か所	0	0	0
相談支援事業	障がい者相談支援事業	か所	1	1	1
	機能強化事業	か所	1	1	1
	住宅入居等支援事業	か所	1	1	1

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	排せつ管理支援用具	件	192	184	176
	介護・訓練支援用具	件	0	0	0
	自立生活支援用具	件	0	0	0
	在宅療養等支援用具	件	2	2	2
	情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1
	居宅生活動作補助用具	件	3	3	3

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業		人	1	2	3
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	人	2	2	2
	要約筆記者派遣事業	人	1	1	1
	通訳者等設置事業	有無	無	無	無
移動支援事業		人	1	1	1
		時間	8	8	8

障がい児福祉サービスの見込量

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児通所支援	児童発達支援	人日	132	132	132
		人月	57	57	57
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0
		人月	0	0	0
	放課後等デイサービス	人日	196	196	196
		人月	38	38	38
	保育所等訪問支援	人日	0	0	0
		人月	0	0	0
障がい児相談支援		人	232	232	232
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		人	1	1	1

その他の事業の見込量

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生医療給付	人	570	580	590
育成医療給付	人	0	0	0
タクシーチケット助成事業	人	88	91	94
施設通所交通費助成事業	人	3	3	3
福祉バス事業	件	115	120	125
腎機能障害者通院交通費補助	人	24	30	35
特定疾患患者等通院交通費補助	人	95	95	95

計画の推進

計画の進行管理体制

計画を着実に推進するためには、計画の進行過程を管理する体制を整える必要があります。
町では、町（行政）の責務として、計画の進み具合や実施状況を分かりやすく点検し、その結果を検討し評価する作業を行う際に、ＰＤＣＡサイクルによるマネジメントの考え方を活用し、他の福祉関連計画や日々変化する社会情勢との整合を図り、町民の評価や要望を客観的に受け止め、必要に応じて柔軟に対応し、計画が進められるように努力します。

関係機関との連携

- 庁内での連携
- 国・道・近隣市町村との連携
- 障がい者関係団体・NPO・ボランティアとの連携

自立支援協議会の活用

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法により、地域の自立支援協議会にはさらに多くの役割が求められています。これらの役割を果たし、障がい者が安心して自立した暮らしができるよう、平成 27 年 4 月から設置された富良野圏域自立支援協議会（地域支援部会）により進行運営管理を行いながら、中核的役割を果たす協議の場として事業者、雇用、教育、医療等の関連する機関による情報の提供・共有、ネットワーク構築等に向けた協議、地域の社会資源開発のほか、障がい福祉計画の実現に向けた推進を図ります。

計画の点検・評価

本計画の進行管理は、町（行政）の責務として、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Action）」のＰＤＣＡサイクルに基づき、実施します。

本計画を所管する保健福祉課を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進し、施策の進捗状況、実施後の成果、効率性、利用者の満足度などの視点を踏まえ、それぞれ点検・評価し、その内容を保健福祉課が収集・把握します。その結果に基づき、施策・事業の改善や見直しを行います。

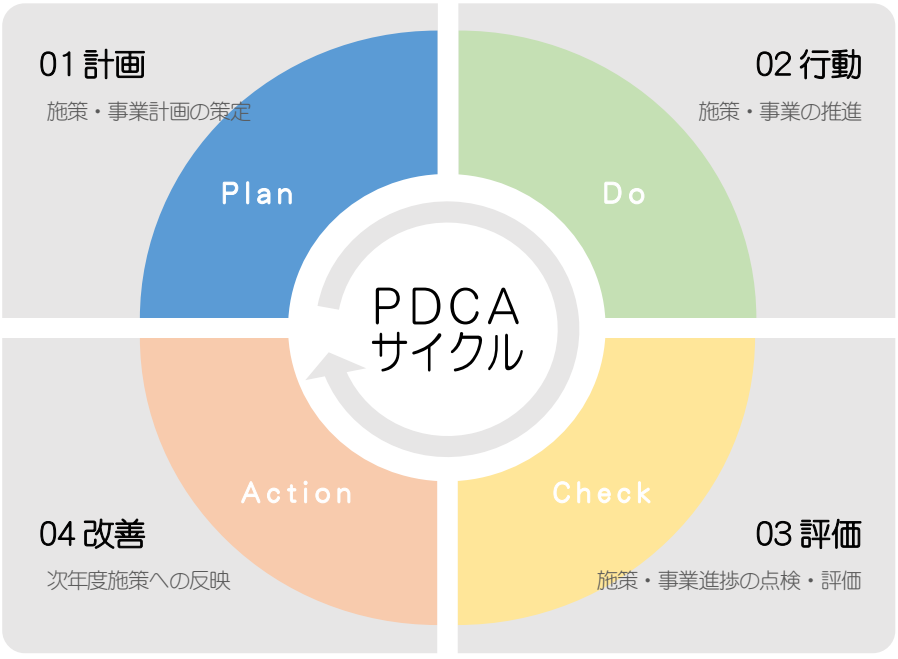

福祉・医療マップ

令和３年３月現在

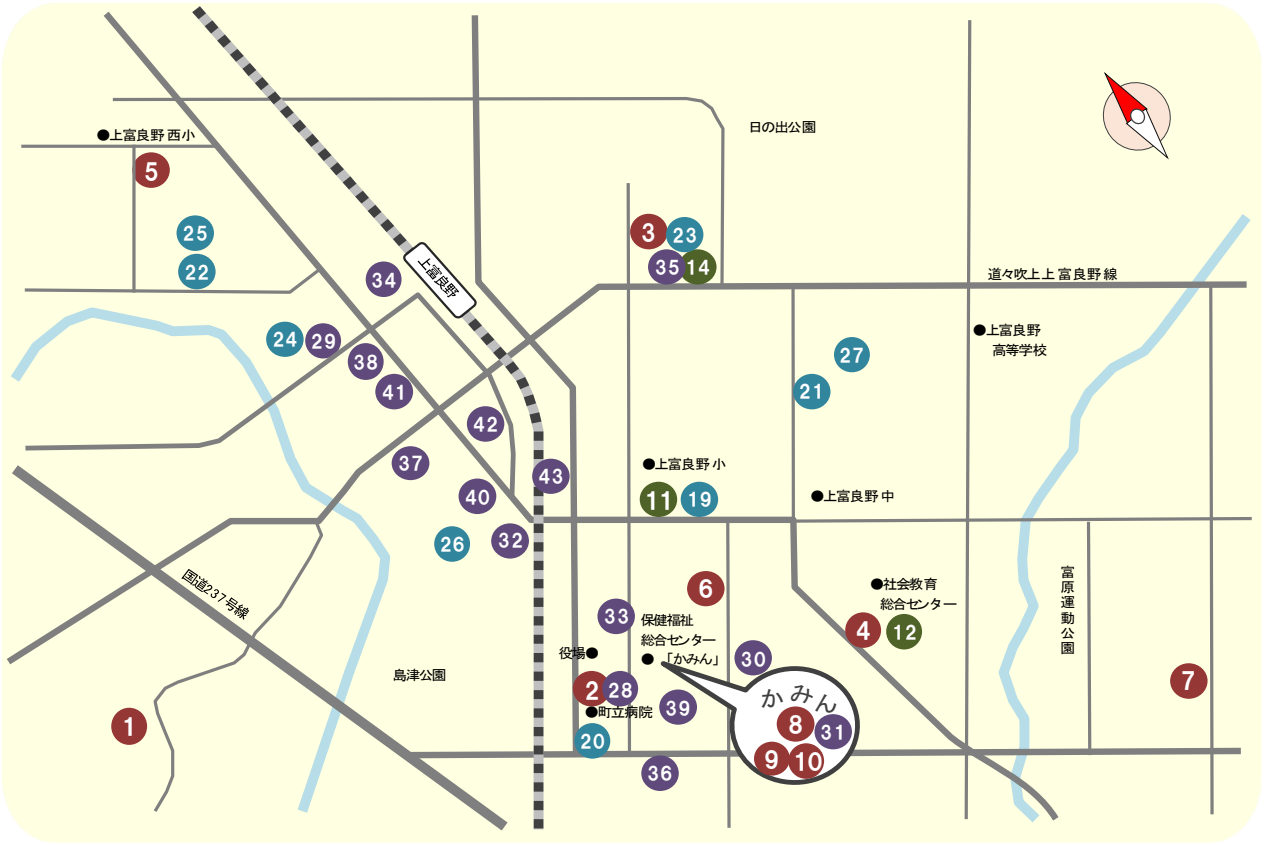

	高齢者福祉
1	ラベンダーハイツ
	デイサービスセンター
2	介護医療院上富良野
3	ほーぷ
4	おおぞら
5	ふくしん
6	ハイムいしずえ
7	やまびこ
8	社会福祉協議会
9	デイサービスセンターかみん
10	地域包括支援センター

	障がい者福祉
11	ないろニカラ
12	デイサポートかみふらの
13	ふれあい荘
14	ヒューマンインターフェイス（株）
15	あさがお
16	さくら
17	グループホーム上富良野
18	グループホーム本町

	児童福祉
19	放課後等デイサービスゆうひ
20	発達支援センター
21	東児童館
22	西児童館
23	放課後クラブ TOBEL
24	上富良野高田幼稚園
25	上富良野西こども園
26	わかば中央保育園
27	わかば愛育園

	医療機関
28	上富良野町立病院
29	渋江病院
30	小野沢整形外科
31	訪問看護ステーション
32	園田歯科医院
33	矢花歯科クリニック
34	大倉歯科医院
35	こだま歯科医院
36	大町歯科クリニック
37	山崎歯科医院
38	フクヤ薬局
39	ほたる調剤薬局
40	松井薬局
41	まちの整骨院上ふらの分院
42	渡辺整骨院
43	千葉整骨院

※住所を公表していない福祉施設もあります。

第３期上富良野町障がい者計画【概要版】
発行年月：令和３年３月
編　　集：上富良野町保健福祉課
〒071-0561
北海道空知郡上富良野町大町２丁目８番４号
電　　話：（0167）45 - 6987